

## 環境衛生管理業務実施要領

## 第 1 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）の規定に基づき、次の業務とする。

## (1) 空気環境測定業務

- ① 測定項目 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、  
相対湿度、気流
- ② 実施回数 年 6 回（2 月以内ごとに 1 回）
- ③ 測定場所 概ね下表記載の測定場所を実施すること。  
ただし、建築物環境衛生管理技術者の判断に基づき、測定場所  
を追加する場合は、これを妨げない。

棟 名	階数	測 定 場 所
第 1 棟	14	北：エレベーターホール、南：ラウンジ
	13	北：エレベーターホール、南：入居団体事務室
	10～12	北：入居団体事務室、南：入居団体事務室
	9	北：エレベーターホール、南：入居団体事務室
	8	北：入居団体事務室、南：入居団体事務室
	7	北：エレベーターホール、南：ラウンジ
	5、6	北：入居団体事務室、南：入居団体事務室
	4	北：エレベーターホール、南：小会議室前（405）
	3	北：喫煙室前、南：大会議室前
	2	旅券センター、アトリウム
1	玄関エレベーターホール、駐車場	
第 2 棟	8、9	入居団体事務室
	7	西エレベーターホール
	6	6C 演習室前
	5	職員研修所
	4	入札室前
	3	男女共同参画プラザ
	2	子育て支援施設
	1	東エレベーターホール
ホール棟	1～3	3 階：ロビー、2 階：ホール中央、1 階：事務室
外 気	—	

(2) 飲料水水質検査業務

① 残留塩素測定業務

ア 検査項目 残留塩素（味、臭気、色度、濁度その他の状況により供給する水に異常を認めたときは必要な項目を検査する。

イ 検査回数 年52回（7日以内ごとに1回）

② 水質検査（16項目）業務

ア 検査項目 一般細菌、大腸菌群、鉛、亜硝酸体窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、亜鉛、鉄、銅、塩素イオン、蒸発残留物、有機物質等、pH値、味、臭気、色度、濁度

イ 検査回数 年2回（6月以内ごとに1回）

③ 水質検査（12項目）業務

ア 検査項目 シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

イ 検査回数 年1回（6月1日から9月30日までの間に1回）

(3) 雑用水水質検査業務

① 残留塩素測定業務

ア 検査項目 遊離残留塩素の含有率

イ 検査回数 年52回（7日以内ごとに1回）

② 水質検査（3項目）業務

ア 検査項目 pH値、臭気、外観

イ 検査回数 年52回（7日以内ごとに1回）

③ 水質検査（2項目）業務

ア 検査項目 大腸菌、濁度

イ 検査回数 年6回（2ヶ月に1回実施）

(4) 飲用受水槽清掃業務

① 受水槽 年1回

(5) ねずみ等の防除業務

ア 統一的調査 年2回（6か月以内に1回）

※発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況等の調査

イ 調査結果に基づく予防・駆除 年4回（3か月以内に1回）

ウ 留意事項

- ・入居団体等を実施を知らせ、効果維持及び安全維持について協力を要請してください。
- ・薬品等による薬害汚染やその他の危険防止に努めてください。

(6) 貯水・汚水槽等清掃業務

業務にあたっては、実施計画表を作成し、その清掃点検記録表を作成、保存してください。

- ア 飲料用貯水槽 1年以内に1回  
3カ所(ステンレス製 46 m<sup>3</sup>、15 m<sup>3</sup>、4.5 m<sup>3</sup>)
- イ 雑用水槽 1年以内に1回  
3カ所(地下コンクリート製 220 m<sup>3</sup>、ステンレス製 40 m<sup>3</sup>、6.5 m<sup>3</sup>)
- ウ 汚水槽 6月以内に1回  
6カ所 (地下コンクリート製 17.8 m<sup>3</sup>、54.4 m<sup>3</sup>、33.6 m<sup>3</sup>×2、22.6 m<sup>3</sup>×2)

(7) 建築物環境衛生管理技術業務

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条第1項に規定する、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を建築物環境衛生管理技術者へ選任
- ・同条第2項に規定する、施設管理者に対する助言
- ・同法第10条に規定する、帳簿類の整備
- ・同法第11条に規定する、都道府県知事に対する報告及び立入検査への立会

## 第2 業務の条件

- 1 飲料水水質検査業務中、定期水質検査業務については、法第12条の2第1項第3号の規定に基づき、「建築物飲料水水質検査業」の岐阜県知事登録を受けている水質検査機関において実施しなければならない。